

千葉県告示第539号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和4年6月27日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
はばたき 都賀駅前 教室 千葉県若葉区都賀3 丁目2-5 なかや第 2ビル303	MEGALOPOLIS 株式会社 東京都新宿区新宿2-1 2-13 代表取締役 石田 雄大	令和4年 7月1日	1250102074	児童発達支 援、放課後等 デイサービス